

## 骨髄移植後等（造血幹細胞移植）により 接種済みの定期予防接種の免疫が失われた方に対する助成事業について

### 1. 概要

小児がん等により骨髄移植等を実施する場合は、それまでの予防接種で得られた免疫が消失することから、再度、予防接種を実施することによって感染症を予防することが推奨されている。

予防接種法に基づき、定期の予防接種には公費助成を実施しているが、再接種については対象外で、接種費用は全額自己負担となっている。

この度、兵庫県が造血幹細胞移植で免疫を失った20歳未満の子どもを対象とした予防接種の再接種に係る費用助成が制度化されたことを踏まえ、本市においては通常の定期予防接種と同様の公費助成を令和元年9月から実施している。

### 2. 助成対象者及び予防接種の種類（次の全てに該当することが必要）

- (1) 再接種の日において、20歳未満の神戸市民の方
- (2) 骨髄移植等（骨髄移植・末梢血幹細胞移植・さい帯血移植）により、過去に受けた定期予防接種で得た免疫が低下又は消失したため再接種が必要と医師が認める方
- (3) 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が予防接種実施規則の規定によるもの。
- (4) 再接種するワクチンは、予防接種実施規則の規定によるワクチン（BCG除く）であること。

### 3. 助成額

助成額は、以下の(1)と(2)のうち少ない方の金額

- (1) 医療機関に支払った再接種料金
- (2) 神戸市が定める定期接種料金

### 4. 助成の手続き（助成を受けるために事前に市の認定が必要）

- (1) 事前に助成申請に必要な書類を揃え、市（保健所予防衛生課）に申請手続きを行う。  
※今年度に限り平成31年4月1日以降に受けた再接種については事後申請も可能
- (2) 市から認定通知が届いた後、再接種を受ける。  
※再接種費用は、一旦、医療機関へ支払う。
- (3) 再接種後、医療機関に支払った領収書等を添えて、市に助成の請求を行う。
- (4) 市が確認後、指定口座へ助成額を振り込む。

